

令和元年度 第1回 新庁舎建設検討委員会

日時 令和元年5月29日(水)

午後1時30分～

会場 大社町別館 防災研修室

次 第

1 開会挨拶(梅原副市長)

2 内 容

- (1) 新庁舎建設検討委員会で、これまで検討・研究してきた内容について
- (2) 新庁舎建設事業の今後の進め方について 資料1
- (3) 市民アンケート(案)の内容について 資料2
- (4) 業務委託仕様書(案)について 資料3

3 閉 会

三島市新庁舎建設事業の 今後の進め方について

新庁舎建設スケジュール案

年度		修正案	修正前 (2019.3.12 時点)	備考
平成 31 年	2019	市民会議	基本構想	
令和 2 年	2020	市民会議報告書	基本構想	
令和 3 年	2021	サウンディング型 市場調査 ¹	基本計画	市政 80 周年
令和 4 年	2022	基本構想	基本計画	
令和 5 年	2023	基本計画	基本計画	
令和 6 年	2024	基本計画	基本設計	
令和 7 年	2025	基本設計	基本設計	
令和 8 年	2026	実施設計	実施設計	
令和 9 年	2027	実施設計	実施設計	
令和 10 年	2028	建設工事開始	実施設計	
令和 11 年	2029	建設工事	建設工事	
令和 12 年	2030	建設工事 移転	建設工事	
令和 13 年	2031	供用開始	供用開始	市政 90 周年

第五次総合計画

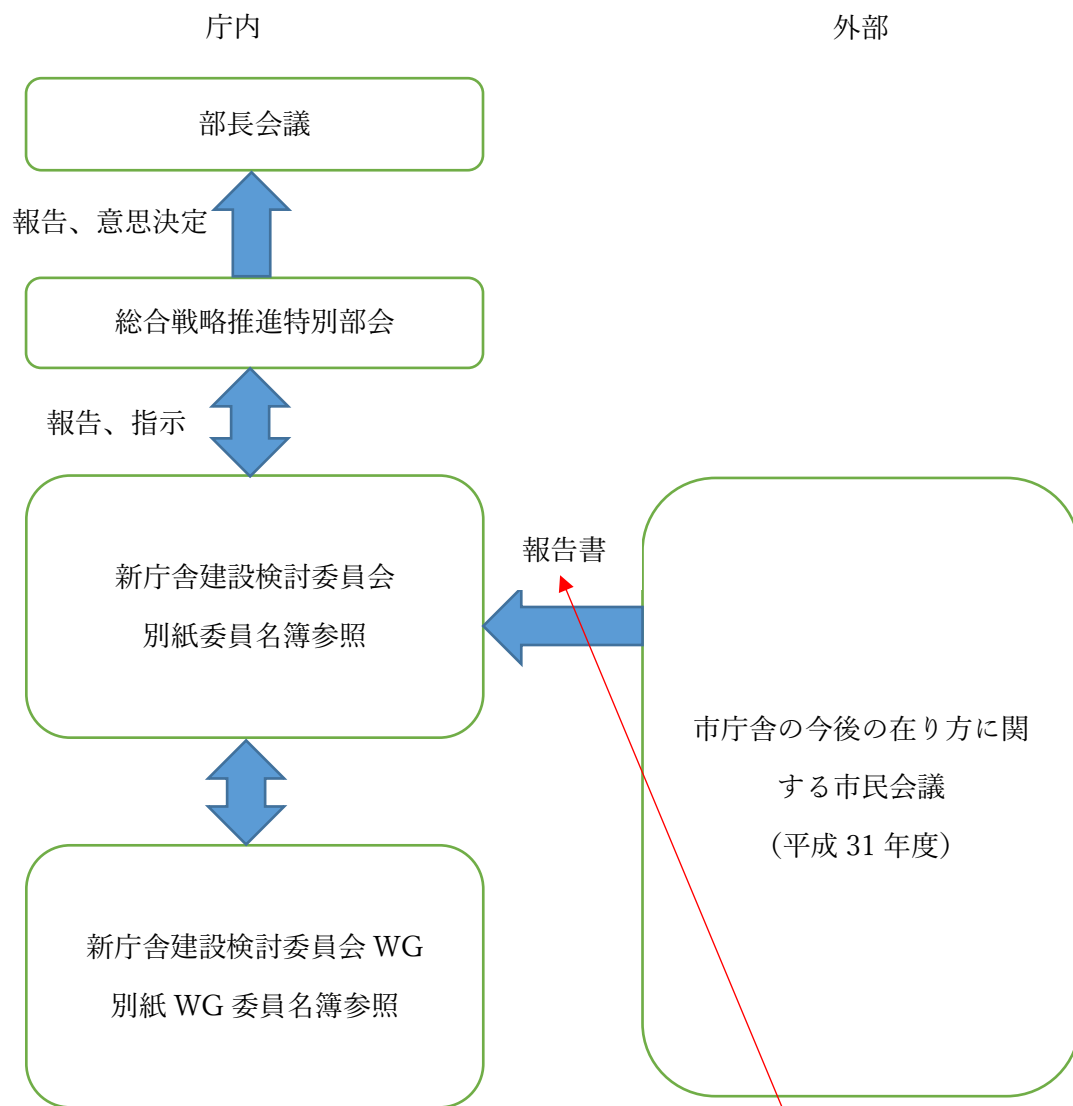


検討委員会WGで再検討し、検討委員会で意思決定

¹ 案件の内容、公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者の意向調査・直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うもの

新庁舎建設検討体制

平成 31 年度



今年度のミッション

市民会議、市民アンケートを通じて下記の意見を聴取し、「市庁舎の今後の在り方に関する市民会議報告書」(参考資料 長崎市庁舎建替に関する市民懇話会報告書)を作成し公表する。

- 現庁舎の課題整理
- 平成 31 年度は建替え方針の合意形成
- 市庁舎の建替えを行う場所の候補地 (選定までは行わない)
- 市庁舎に求める役割及び機能

新庁舎建設検討委員会 委員名簿

補職名	氏名	内線	備考
副市長	梅原 薫	2401	委員長
副市長	千葉 基広	2353	副委員長
環境市民部長	佐野 隆三	3590	
健康推進部長	池田 健二	2406	
社会福祉部長	荻野 勉	2405	
財政経営部長	鈴木 昭彦	2407	副委員長
企画戦略部長兼危機管理監	杉山 浩生	2317	
産業文化部長	渡辺 義行	4120	
計画まちづくり部長	三枝 邦昭	2280	
都市基盤部長	鈴木 重利	2459	
教育推進部長	鈴木 佳憲	2318	
議会事務局長	岩田 泰典	2370	
財政課長	山下 昌之	2335	
政策企画課長	鈴木 啓司	2410	
広報広聴課長	岩崎 俊彦	2318	
都市計画課長	栗原 英己	2445	
建築住宅課長	神山 正己	2409	
管財課長	杉山 慎太郎	2340	事務局

検討委員会の目的

情報共有、市民会議提出資料の精査、市民アンケート内容の精査

市民会議の報告、報告書の精査等

新庁舎建設検討委員会 WG 委員名簿

補職名	氏名	内線	備考
財政課 財政係長	千葉 敬	2333	
政策企画課 住むなら三島戦略室長	豊田 雄二	2323	
政策企画課 政策推進係長	瓜島 史剛	2316	
広報広聴課 三島プロモーション係長	田神 浩二	2349	
危機管理課 危機管理係長	小糸 哲治	4141	
都市計画課 都市政策室長	長瀬 吾朗	2412	
建築住宅課 建築指導係長	大嶽 和哉	2339	
建築住宅課 設備係長	細木 浩行	2438	
建築住宅課 営繕係長	土屋 章	2373	
議会事務局 庶務係長	柿島 美奈子	2372	
企業立地推進課 課長補佐	小坂 力也	2473	
市税収納課 課長補佐	小嶋 敦夫	2483	
三島駅周辺整備推進課 主任	石井 章代	2466	
課税課 主事	山本 希	2420	
管財課 公共財産保全係長	谷村 裕	2345	事務局

検討委員会WGの目的

情報共有、検討会・市民会議資料の作成

市民アンケート内容の検討、告知方法

市民会議報告書の作成、公表等

第5次総合計画基本計画案への位置づけ

三島市庁舎の今後の在り方に関する市民会議の設置について（案）

設置の目的

昭和35年の建築から58年を経過する市庁舎の今後の在り方を検討するにあたり、広く市民、関係者等の意見を聴取するため。

検討事項

- ① 市庁舎の建替えの方針に関すること。
- ② 市庁舎の建替えを行う地域に関すること。
- ③ 市庁舎に求める役割及び機能に関すること。
- ④ その他

市民会議委員

構成案（原則土日開催）

1 公募案①

市民アンケートで無作為抽出された2000人に案内を送付し、参加者を募る。応募者多数の場合は抽選

2 公募案②

高校生以上の参加者を広報みしまで募集。応募者多数の場合は抽選

3 市職員

意見聴取の方法

ワークショップ（ワールドカフェ）形式を基本に進める。

報告

- ① グラフィックハーベスティングの手法を用いた報告書をワークショップ開催ごとに作成し、広報みしまで全戸配布する（案）。
- ② 市民会議終了後、市民アンケート調査結果及び市民会議での意見をもとに、報告書を作成し公表する。

庁舎に関する市民アンケート（案）

質問 1 あなたの性別をお答えください。（いずれか一つ）

- 1 男性
- 2 女性
- 3 その他

質問 2 あなたの年齢をお答えください。（いずれか一つ）

- 1 18～19 歳
- 2 20～29 歳
- 3 30～39 歳
- 4 40～49 歳
- 5 50～59 歳
- 6 60～69 歳
- 7 70 歳以上

質問 3 お住いの地区をお答えください。（いずれか一つ）

- 1 旧市内
- 2 北上地区
- 3 錦田地区
- 4 中郷地区

質問 4 三島市内に住み始めてからの年数をお答えください。（いずれか一つ）

- 1 1 年未満
- 2 1 年以上 5 年未満
- 3 5 年以上 10 年未満
- 4 10 年以上 20 年未満
- 5 20 年以上

質問 5 職業についてお答えください。（いずれか一つ）

- 1 自営業
- 2 会社員
- 3 パート、アルバイト
- 4 公務員
- 5 専業主婦（主夫）
- 6 学生
- 7 無職
- 8 その他（ ）

質問 6 市役所（本庁舎、中央町別館、大社町別館をいいます。）を訪れる頻度をお答えください。（いずれか一つ）

- 1 毎日
- 2 週に1回程度
- 3 月に1回程度
- 4 数カ月に1回程度
- 5 1年に1回程度
- 6 数年に1回程度
- 7 訪れたことがない (⇒○ページ「現在の庁舎が抱える課題について」へ)

質問7 よく訪れる庁舎はどこですか。(複数選択可)

- 1 本庁舎
- 2 中央町別館
- 3 大社町別館

質問8 市役所を訪れる際に最も利用する交通手段は何ですか。(いずれか一つ)

- 1 自家用車(送迎を含む)
- 2 バイク
- 3 自転車
- 4 徒歩
- 5 バス
- 6 電車
- 7 タクシー
- 8 その他()

質問9 どのような用件で市役所をよく訪れますか。(複数選択可)

- 1 戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関する事。
- 2 医療、介護や子育てなど福祉に関する事。
- 3 国民健康保険、国民年金に関する事。
- 4 税金に関する事。
- 5 市民相談に関する事。
- 6 道路、河川・水路、公園、建築や開発などに関する事。
- 7 自治会や地域に関する事。
- 8 市営住宅に関する事。
- 9 商工業や農業に関する事。
- 10 教育や文化などに関する事。
- 11 議会や議員に関する事。
- 12 その他(具体的に)
- 13 なし

質問10 現在の庁舎(本庁舎、中央町別館及び大社町別館)は統合している方がよいと思いますか。(いずれか一つ)

- 1 できるだけ統合すべき。
- 2 手続の分野ごとに建物が分かれていてもよい。
- 3 分からない。
- 4 その他()

質問11 市役所を訪れた際に、施設の使い勝手などで困ったことや不便に思ったことはあ

りますか。(複数選択可)

- 1 窓口が分散している。
- 2 担当部署がどこにあるのか分かりにくい。
- 3 バリアフリーが十分でない。
- 4 通路や待合スペースが狭い。
- 5 おむつ替えのスペースなど乳幼児連れへの配慮が十分でない。
- 6 相談の際のプライバシー確保が十分でない。
- 7 市民同士が交流できる場所がないこと。
- 8 照明が暗い、空調の効きがよくないなど、快適でないこと。
- 9 駐車場が利用しにくい。
- 10 駐輪場が利用しにくい。
- 11 その他(具体的に)
- 12 困ったことや不便に思ったことはない。

質問 12 新たに庁舎を建て替える場合「建設場所」として重視するものは。(重視する順に2つまで番号を記入)

1 位		2 位	
-----	--	-----	--

- 1 用地の取得や仮移転など、無駄な支出を抑えることができる場所
- 2 電車やバスなどの公共交通機関で行きやすい場所
- 3 周辺の交通渋滞を招かない場所
- 4 周辺のまちづくりと連携した、地域の活性化に効果的な場所
- 5 現在の市役所にできるだけ近い場所
- 6 分からない
- 7 その他(例: 郊外など)

質問 13 新たに庁舎を建て替える場合「一緒にあるとよい施設」は。(3つまで選択)

- 1 市民の皆様が使える会議室や交流施設
- 2 市政情報や観光情報の発信・閲覧コーナー
- 3 ギャラリーやミニコンサートなどが開催できる多目的ホール
- 4 物産展やミニ大道芸などが開催できるイベントスペース(屋外)
- 5 レストラン、カフェ
- 6 コンビニエンスストア、売店
- 7 銀行、ATM
- 8 郵便局
- 9 病院、クリニック
- 10 図書コーナー、図書館
- 11 キッズコーナー、こどもが遊べる場所

- 12 国や県を含めた他の公共施設（例：ハローワーク、法務局、県合同庁舎等）
- 13 市役所の庁舎だけでよい。
- 14 その他（ ）

現在の庁舎が抱える課題について。

市役所は、大地震など大規模災害発生時には、災害対策本部が設置されるなど、市民の皆様の生命や財産、生活を守る災害対応拠点となります。

しかし、本庁舎をはじめ現在の庁舎は防災や利便性において、次のような様々な課題を抱えております。

1 老朽化

本庁舎は、昭和 35 年に、中央町別館は、昭和 34 年にそれぞれ建設されともに約 58 年が経過し、老朽化が進んでおります。

2 庁舎機能や窓口の分散

本庁舎、中央町別館及び大社町別館の 3 つの建物に分散し、利便性が悪くなっております。

3 庁舎の狭あい

現在の庁舎は、いずれも狭く、十分な広さがないため、待合スペースやプライバシーに配慮した相談スペース、会議室などが不足しています。

4 不十分なバリアフリー化

現在の庁舎はバリアフリーの考え方が普及する以前に建設されたため、現在求められるバリアフリーの水準を満たしておりません。そのため、高齢者や障がい者の方、乳幼児を連れた方などにとって、使い勝手が悪い部分が多々あります。

5 不十分なセキュリティー

庁舎には、市民の皆様の個人情報や行政文書、高額な備品等が保管されておりますが、本庁舎は特定の部署を除いて職員以外の者が執務室へ容易に入ることが可能な構造となっており、対策はしていますが、セキュリティーが十分とはいえません。

質問 14 現在の庁舎や、庁舎が抱えるこれらの課題についてご意見等がありましたらお聞かせください。

（自由記述）

アンケートは以上です。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

三島市庁舎の今後のあり方に関する市民会議報告書作成支援業務委託仕様書（案）

1 趣旨

三島市役所は、本庁舎（北田町 4-47）、中央町別館（中央町 5-5）及び大社町別館（大社町 1-10）の 3 つに分散しており、本庁舎本館においては建築後約 58 年が経過し、中央町別館においては建築後約 59 年が経過している。

このため現庁舎は、分散配置による業務効率の低下、施設の狭あい化、老朽化等の問題を抱えている。

以上により、現庁舎の課題解決に向けた庁舎の今後のあり方について検討するため、市は市民会議を設置し、受託者は、当該市民会議において使用する資料を作成する。

2 業務項目

- (1) 市民アンケート調査の実施
- (2) 各課調査による庁舎の現状と課題整理
- (3) 課題対応の考え方（大規模改修、建替え、移転改築の必要性）
- (4) 庁舎の規模・機能の検討
- (5) 候補地の抽出及び比較検討
- (6) 庁舎の想定規模、概算事業費等の検討
- (7) 市民会議の運営支援

3 履行期間

契約日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

- (1) 市民アンケート調査の実施
 - ア 住民 2,000 人を対象としたアンケート調査を実施し、来庁目的、頻度、交通手段、利用時の課題など庁舎利用の実態と庁舎再整備の必要性等の住民意向について確認する。
 - イ アンケート調査実施に当たっては、別添「庁舎建設に関する市民アンケート調査特記仕様書」に基づき業務を行うものとする。
- (2) 各課調査による庁舎の現状と課題整理

各課室に対するアンケート調査を実施し、各課室の庁舎利用状況（利用面積・備品等の状況・書庫倉庫等）や、住民対応の状況と対応面での課題（狭隘・老朽化・プライバシー・情報管理等）等を確認する。
- (3) 課題対応の考え方（大規模改修、建替え、移転改築の必要性）

アンケートの調査結果等から、既存庁舎が抱える課題を整理すると共に、当該課題への対応として考えられる対応の方向性について整理する。
- (4) 新庁舎の規模（機能）の検討

ア 新営一般庁舎面積算定基準を基に、現職員規模から必要となる庁舎適正規模を算出する。

イ 規模検討に当たって、既存庁舎の機能構成から導入すべき機能について整理する。

(5) 候補地の抽出及び比較検討

新築整備の検討に当たり、移転先として考えられる候補地を抽出し、現在地（建替え）を含めて建設候補地の特性について比較検討を行う。

(6) 新庁舎の想定規模、概算事業費等

これまでの検討結果から想定規模、概算事業費等について整理する。

(7) 市民会議の運営支援

ア 学識経験者、地元関係者、市民代表、市担当部局等からなる市民会議の運営支援を行う。

イ 検討回数は、5回程度を予定している。

5 成果物

(1) 市民アンケート調査結果報告書 電子データ一式

(2) 「4業務内容(2)から(6)」までの成果物 電子データ一式

6 その他

市民アンケート実施に伴い、市が受託者に提供する個人情報については、別添「個人情報取扱特記仕様書」に基づきその取扱いに注意するものとする。

庁舎建設に関する市民アンケート調査特記仕様書

1 調査数

2,000人（三島市民18歳以上の男女から無作為抽出）

2 調査方法

郵送配布、郵送回答又はインターネット回答

3 アンケート業務内容

(1) 調査票作成、印刷等事前準備

ア 調査票を設計し、印刷すること。

イ 調査項目は、15問程度（設問内容については、三島市と協議し決定する。）

ウ 調査票を郵送で配布し、記入した調査票を郵送で回収する方法、又はオンライン画面上で回答する方法で実施する。（二重回答を防ぐため、調査票にID等を付番する。）

エ インターネット（電子申請）での回答の説明文を設計し、印刷すること。

(2) 調査票発送準備及び発送

ア 送付用封筒及び返信用封筒（両面テープ付）を印刷のうえ、調査票を折り込み、返信用封筒、インターネット回答での説明文とともに送付用封筒に封入、宛名ラベルを封筒に貼付し、発送すること。宛名ラベルは委託業者より支給する。

イ 督促状兼お礼状（はがき）を作成・印刷し、宛名ラベルを貼付、発送すること。文案及び宛名ラベルは委託者より支給する。

(3) 調査票集計及び分析

ア 回収調査票点検、データ入力、集計、分析及び調査報告書の作成をすること。結果を調査報告書（A4判）にまとめ、版下CD-ROMなどの電子ファイル（ワード及びPDF）を納入する。また、調査票及びお礼状のワードデータも納入すること

イ 調査報告書作成に係る校正は、3回程度とする。

※ インターネット回答（電子申請）のデータは、委託者が送付する。

ウ 調査報告書は分析、数表グラフを含め、25ページ程度とする。なお、自由意見欄については調査報告書とは別に取りまとめ、電子データで納品すること。

(4) アンケート調査業務スケジュール（案）

ア 調査票の作成 契約日～7月31日

イ 調査票発送準備 8月1日～8月31日

ウ 調査票分析 9月1日～9月30日

エ クロス集計の報告 10月31日

オ 校正開始 11月1日～

カ 調査報告書の納入 12月27日

(5) 以上の仕様のほか、詳細については、その都度、三島市財政経営部管財課と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理処理

受託者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

受託者は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受け、又は受託者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、庁舎建設に関する市民アンケート調査業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

委託者は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を委託者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

委託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。